

職務内容書（理事）

独立行政法人地域医療機能推進機構 理事（看護担当）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「当機構」という。）は、社会保険病院、厚生年金病院、船員保険病院という3つのグループを統合し、平成26年4月1日に設立された法人で、全国57の病院を運営する独立行政法人です。その使命は、病院、介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）等の運営を行い、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与することを目的として、全1.4万床の病床を約2.4万人の職員で運営している病院事業体です。

医療を担う当機構は、医師や看護師をはじめ多くの専門職が勤務しており、その雇用形態や勤務体制などは多様ですが、新型コロナウイルス感染症発生以降の患者の受療行動の変化による新たな医療ニーズへの対応や人口減少などにより、働き方を含め医療を取り巻く環境は大きく変わってきています。このため、特にすべての常勤職員のうち、半数以上を占めている看護師について、職員の安定的な確保等に向けて、働き方改革への対応、医療従事者間での協働体制、研修等による人材育成や離職防止対策等を更に推進することが必要となっています。

今回の公募の対象となる理事には、大規模医療機関での運営や保健所等での業務、看護師の育成機関等、医療の提供等についての知識・経験、更には社会保障制度についての知識等を活かし、医療提供体制の変化等による医療機関を取り巻く環境を念頭に置いて、当機構における看護師の適正なマネジメントによる離職防止対策、研修体制の充実による人材育成、多様な働き方への対応やタスク・シフト／シェアを推進するための特定行為を実施する看護師の更なる育成推進などの重要課題に積極的に取り組むことのできる強い意欲と能力のある人材を求めています。

1. 機関名：独立行政法人地域医療機能推進機構 (法人の業務概要)

当機構は、平成26年4月1日に設立された独立行政法人であり、病院、老健施設等の運営を行い、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図

り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与することを目的としています。

主な業務内容は以下のとおりです。

- (1) 地域包括ケアの要としての在宅医療、認知症対策、へき地等の医師不足地域への医師の派遣など、地域で求められる役割を確実に果たすための効果的・効率的な医療提供
- (2) 疾病の早期発見・早期治療に資するため、特定健康診査、特定保健指導を含む効果的な健康診断の実施
- (3) 病院に併設されている老健施設の特長を活かした医療ニーズの高い者（喀痰吸引、経管栄養又は酸素吸入が必要な者等）の受け入れや、訪問看護ステーションにおける重症者（末期悪性腫瘍、神経難病、医療機器の装着、精神科重症患者等）の受け入れの実施
- (4) 質の高い医療従事者の育成や地域医療に貢献する研修の実施

2. ポスト：理事（看護担当）

（任期2年：令和8年4月1日～令和10年3月31日）

3. 職務内容

法人の重要な経営方針の企画立案に参画し、理事長を補佐するとともに、以下の業務を分掌、統括します。

- (1) 当機構の看護管理業務の全般を統括し、所管の病院の看護師の確保、育成、キャリアパス、特定行為を実施する看護師の増加等への対応などを行います。
- (2) 所掌に属する業務に関し、令和6年度からの第3期中期計画等に基づき、その達成に向けて的確に業務を遂行します。

具体的には以下のとおりです。

① 看護師確保への対応

地域医療構想により医療機関の役割分担や連携・再編、集約化が進められている中、医療提供体制の変化等による医療機関を取り巻く環境を踏まえ、当機構の看護師の離職防止対策や確保対策などの実施に当たり、高度な知識と豊富な経験に基づき、的確な指導・助言・方針を示すことが求められます。

② 働き方の新たなスタイルへの対応

当機構の看護師が安全・安心に働ける職場づくりを行うための業務の効率化・勤務環境改善に向けた改革に取り組む必要があるため、当該分野における高度な知識と豊富な経験に基づき、的確な指導・助言・方針を示すことが求められます。

③ 看護師の教育研修及びキャリアパスへの対応

当機構の看護師が専門性を高め、管理職としてキャリアアップできる体制を充実させることは多様なニーズに応え、質の高い看護を提供するために必要である。

特に、チーム医療の推進や地域医療への貢献等に当たり、特定行為研修修了者の活躍が求められている。修了者の増加や活躍の推進に必要な改善について、的確な指導・助言・方針を示すことが求められます。

4. 必要な資格・経験等

- (1) 原則として任期満了時点で65歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- (2) 社会保障制度全般について知識を有し、特に医療制度や医療機関の運営に関する法令等の動向に精通し、当機構が改革を実施していくに当たっての強い意欲が認められるとともに、それらの課題を的確に実施していくことができる経験・能力を有していること。
- (3) 看護師免許を有し、大規模医療機関での運営や保健所等での業務、看護師の育成機関等の知識・経験を豊富に有するとともに、マネジメントを行うに足る能力を有していること。
- (4) 中立性、公平性を担保して業務を遂行できるよう、理事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触等を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。

5. 勤務条件

(1) 勤務条件

- ① 勤務形態：常勤
- ② 勤務地：本部（東京都港区高輪3-22-12）
- ③ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ④ 給与：年収約1,600万円（地域手当、業績年俸を含む。）
- ⑤ 福利厚生：健康保険、厚生年金に加入、健康診断（年1回）

(2) 選考方法

公募により以下のとおり選考します。

- ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
- ② 二次選考（面接審査）
- ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て理事長が任命

6. 応募方法

(1) 応募書類等

- ① 履歴書（JIS 規格の履歴書に写真を添付すること。）
- ② 自己アピール文書（A4 横書き、12 ポイントで2枚以内。自らの知識・経験を当機構での職務にどのように活かしていくか、自らがこのポストに適任であることをポイント毎に簡潔にまとめること。）

（2）応募先

（郵送（親展）又は直接持参する場合）

〒108-8583 東京都港区高輪3-22-12

独立行政法人地域医療機能推進機構本部 総務部総務課

※郵送の場合、封筒の表に「独立行政法人地域医療機能推進機構理事応募」と朱書きすること。

（メールの場合） ※担当者：鈴木、中瀬

・ suzuki-hiroshi@jcho.go.jp

・ nakase-yuji@jcho.go.jp

※上記2つのアドレスに送信した上で、メールが届いたかどうか下記「8」の問い合わせ先に電話で確認すること。

（3）応募期限

令和7年12月26日（金）必着

7. 欠格事由等

独立行政法人通則法又は独立行政法人地域医療機能推進機構法の役員欠格事由に該当する場合は、理事となることはできません。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

【参考】

○ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

（役員の欠格条項）

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第五十条の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成 17 年法律第 71 号）

（役員の欠格条項の特例）

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

8. 問合せ先

独立行政法人地域医療機能推進機構本部総務部総務課（鈴木、中瀬）

電話 03-5791-8220

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html